

日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。通告に従い順次質問いたします。

通告の1点目は、市長の政治姿勢について3点お尋ねします。

自民党と公明党が「経済危機対策」として強行した2009年度の補正予算は、14兆円にのぼるものですが、大企業には大型公共事業と減税で大盤振る舞いする一方、国民向けの対策は一時的なばらまきの寄せ集めにすぎないといえるでしょう。

新たに10兆円の国債を発行することを受けて、自公政府は消費税の12%増税を盛り込んだ「中期プログラム」を6月に改定しようとしています。赤字を消費税で穴埋めする算段で、大企業奉仕の請求書を国民に押し付ける無責任なツケ回しにほかなりません。

政府はGDP(国内総生産)を1.9%押し上げる効果があると自慢しているようですが、日本経済研究センター(2009.4.27)によると半分の1%程度の効果しかないと分析されています。

そこでお尋ねしますが、政府の「経済危機対策」について市長の認識をお聞かせ下さい。

日本共産党は、この経済危機に立ちむかうために、国民の暮らしと権利を守る「ルールある経済社会」をつくることを提案しています。

暮らしを守るといっても、「定額給付金」に象徴される一時のばらまきではなくて、国民生活を経済危機から守る緊急の手だてをとりながら、社会の仕組みとして国民生活を守る防波堤を築く。それは雇用、社会保障、中小企業、農林水産業、税制など、経済社会のあらゆる分野で、国民の暮らしと権利を守るルールをつくることこそ、いま政治に求められている最大の責任と言えます。いま政治がこの仕事に取り組むことは、日本経済を輸出・外需頼みから脱却させ、家計・内需主導の健全な発展の軌道にのせるうえでも、もっともたしかな道になると考えます。

そこで、昨年末以降の本市の緊急経済・雇用対策が実効あるものになっているのか、またその中間総括をおこなっているのかお聞きします。

市長を本部長とする倉敷市緊急経済・雇用対策本部を昨年12月末に設置しました。平成20年度2月臨時市議会での約10億円の補正や21年度当初予算などでも前倒して公共事業を緊急的に追加するなどしてきたわけですが、市民生活安定のための経済対策、雇用対策としての評価、総括はどうかお尋ねします。

この項の2点目は、地球温暖化防止対策について質問いたします。

麻生首相はこの10日、温室効果ガスの2020年での中期削減目標を2005年比で15%削減すると発表しました。「15%削減なら少しはましかな」と思った人もいたかもしれませんが、そこにはトリックがあります。

日本は京都議定書で、2012年までに1990年比で6%の削減目標を課せられていました。しかし、実際には2005年で7.7%も排出量を増やしています。だから、基準年を今に近づければ近づけるほど、減らす量は同じでも削減目標の数値は大きくなる、というトリック

なのです。麻生首相が「野心的な目標」と言い、胸を張っていますが90年比で8%の削減にすぎず、京都議定書の目標6%削減とほとんど変わらないものです。

世界は、地球温暖化の被害を最小限に抑えるためには、気温の上昇を産業革命の前から2以内を抑える必要がある、と言うところからの議論をしています。そのため、ヨーロッパ各国では、90年比で20%~40%の削減という高い目標を掲げて着実に削減してきています。日本は議論の出発点を欠き、世界と2の目標が共有できていないわけです。

麻生首相は「低酸素革命」とか言って言葉は踊っていますが、削減の具体的な中身は、過大に設定された国民への負担を強調はするが、総排出量の8割をしめる産業界に対しては基本的には今のままで削減は迫らないという姿勢です。

NGO 気候ネットワーク代表の浅岡美恵氏は直ちに談話を発表し、「日本の『8%削減』中期目標、このままでは国際社会から孤立する」と警鐘を鳴らしました。

日本共産党は、先進国日本の歴史的な責任として、90年比30%削減を目標に掲げないと先進国で25%~40%減らすべきだという科学者の声に応えられないと考えています。

伊東市長は、今回の日本政府の中期目標設定について、率直にどのように感じられているか見解をお聞かせ下さい。

次に、市長の唱える地球温暖化防止に貢献する「環境最先進都市グリーン自治体」構想とは、何を目指しているのでしょうか、お尋ねします。

「マイ箸・マイバック運動」「緑のカーテン事業」「校庭の芝生化事業」などをおこなっていますが、地球温暖化防止に向けて定量的にその効果をどう検証していこうとしているのか、何を目指していこうとしているのか、お答えください。

私は、地球温暖化防止対策について度々この議場から、倉敷市においては水島コンビナートからの排出量が8割を占め、ここでの削減が決定的であると指摘をいたしました。

そこで、平成19年6月1日に開催された倉敷市環境審議会の中での議論を少し紹介いたします。議事録からですが、事務局が水島の電力発電に関して、「水島で発生する二酸化炭素は、地域的な問題でもあるし、全国的な問題でもあると考えている」と説明したことに触れて、そこでの会長さんの発言がふるっています。それは、温暖防止対策の確信をつく積極的なものでした。

「水島の電力発電が、決して倉敷市という中だけの問題ではないということは、我々も十分理解していますし、皆さんも認識されていることと思いますが、一方、そのことが、逃げ口上にならないようお願いしたいと思います。(中略)今は、抽象的な政策提議するだけでなく具体的な数値目標をもって、いついつまでにどうするかという、目標数字を達成するような戦術、戦略を求められている時になっています。倉敷市が横並びでなく、率先して、環境行政としても全国トップを走っているというような気持ちで政策づくりをお願いします」と言われています。

産業界への対応など、今申し上げた観点から次期地球温暖化防止活動実行計画の策定にあたってもらいたいと思いますが、当局の策定にあたっての基本姿勢をお示し下さい。

この項の3点目は、「子どもの貧困」問題について質問いたします。

現在「派遣切り」などの雇用破壊や世界金融危機による経済危機によって、「子どもの貧困」がますます深刻さを増しています。

貧困の測定は貧困率であらわされます。貧困ラインは、その国の所得の中央値の2分の1です。それ以下の所得しかない人々の割合が貧困率です。

国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩氏によりますと、わが国の子どもの貧困率は1990年代から上昇し、2004年には14.7%、実に子どもの7人に1人が貧困となり、日本はOECDの平均を上まわる、大変な「子ども貧困大国」になっています。

さらに、日本は、所得の再配分後に「子どもの貧困」を減らすのではなく、逆に増やしている異常な国になっているという点です。

所得再配分とは、税を支払い、社会保障給付を受けることです。戦後の福祉国家の常識からすれば、低所得者層は税負担を軽減され、福祉などのさまざまな給付を受けるので、所得再配分をすれば貧困率は下がるわけです。実際に日本以外のOECD諸国はそうなっていて、例えばフランスでは、子どもの貧困率を25%から7%に下げています。

ところが日本は唯一、子どもの貧困率を上昇させています。つまり、日本は低所得者層の税負担が重く、支給される給付が少なすぎることを示しています。

貧困は子どもに何をもたらすでしょうか。

貧困は子どもに不利をもたらす、という事実です。健康面、学力形成面、子育て環境、児童虐待の発生、非行とのかかわりなど様々な分野で、貧困の子どもは不利な状況におかれていることが明らかになっています。

また、「子どもの貧困」は子ども期の不利にとどまらず、その子が成長して大人になってからも持続し、一生、その子につきまとう可能性がきわめて高いことが報告されています。

貧困は、なくすべき対象です。社会的に見て「この暮らしは許されない」ものを貧困として、その解消を実践的課題とする立場に立たなければなりません。北欧諸国が子どもの貧困率を2%台、3%台にしていることをみても解消は出来るし、しなければならないことです。

2007年の国連総会で、「子どもの貧困」とは、単にお金がないと言うだけではなく、子どもの権利条約に明記されている全ての権利の否定と考える、との認識が示されました。

どんな環境に生まれようとも、すべての子どもに当たり前の医療や環境、教育を与えよう。この見地を、今こそ社会全体のものにしなくてはなりません。

そこで、深刻化する「子どもの貧困」について市長はどう認識しておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、「子どもの貧困」克服を自治体の重要な施策としてどう位置付けるかが問われてきます。今年ちょうど、『倉敷市次世代育成支援行動計画』の中間年度にあたり、前期の進捗状況とその成果を検証し、後期（平成22～26年度）の行動計画を策定する年度にあたります。

前期計画では、深刻化する「子どもの貧困」問題に対する現状認識が弱い、欠けていると思われる。「行動計画」は「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする」ものであり、後期計画の策定にあたっては、

「子どもの貧困」問題をしっかり組み込むことを強く求めておきたいと思いますが、どうですか。

具体的な支援として、例えば、就学援助制度の所得要件の緩和や義務教育の私費負担の軽減など、市として出来る支援の充実を求めたいと思いますがどうですか、答弁を求めます。

通告の２点目は、保育問題についてであります。

２月議会でもわが党の田辺議員が取りあげましたが、厚生労働省・社会保障審議会少子化対策特別部会が２月２４日に発表した大きな問題点を含む「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」と題する「第１次報告」に関して質問いたします。

「新制度」の最大の問題は、児童福祉法 24 条にもとづき市町村が直接保育を提供する責任がなくなることです。現行制度は、保育にかかわる諸問題を保育所や保護者任せにすることなく、市町村が保育の実施主体として最終的な責任を負っており、これが保護者の安心と保育所運営の安定につながっています。ところが「新制度」は、市町村の責任が大きく後退するため、保育所と保護者に多くの負担を押しつけることとなります。

「新制度」では、市町村の仕事は保育の必要性・量の認定と補助金の支給に限定されません。保護者自らが保育所を探して保育所と契約を結びます。民法上の私的契約にほかならず、契約するかどうかは保育所が決めるので、保育所の事情や都合により入所を断られることも予想されます。所得の低い家庭の子どもや障害のある子どもなど、最も保育や支援を必要とする子どもが保育から切り捨てられかねません。

さらに、現行制度は保護者の所得によって保育料を決める「応能負担」を原則としていますが、「新制度」では、所得にかかわらず保育時間に応じた負担 = 「応益負担」になります。長時間預ける場合、所得が低い家庭でも負担が大きくなるため、保護者負担が増え、利用したくても利用できなくなる恐れが出てきます。

市町村の保育実施責任の後退で、民間保育所の経営の不安定化、公立保育所の廃止・民営化がすすむことも予想されます。

今、求められているのは、子ども・保護者・保育所に負担を押しつける保育制度「改革」ではなく、国と自治体の公的責任による現行の保育制度の拡充であります。

今回の改悪に対しては、「子育てするなら倉敷で」を掲げる倉敷市として、きっぱりと反対の意思を示すべきではないでしょうか。２月議会では、「国の動向を注視し、情報収集に努める」との答弁でありました。地方自治体が福祉の後退を容認してはなりません。当局の考えを再度お聞きしたいと思います。

この項の２点目は、保育の充実・拡充に関連して、保育の現場で常態化している常勤的非常勤職員の増大の問題を取り上げたいと思います。

倉敷市の公立保育園 24 園での職員の配置状況は、保育士を例にとりますと、正規職員 219 人、臨時職員 128 人となっており、臨時職員の占める割合は実に 37% となっています。さらにパートの保育士が 87 人加わりますので、正規、非正規の割合はほぼ同じ、という状態です。

現場では、臨時の保育士も正規の保育士と区別のない仕事をしているにもかかわらず、

賃金は一時金・手当を除く月額で比べると57%に過ぎません。正規職員と同じ資格を持ち、同じ職場で同じ仕事をしている人が差別されている。自治体職場でこんな事態を許しておいていいのでしょうか。差別されているのは賃金だけではありません。非正規の保育士は地方公務員法の育児休業法が適用されず、保育の仕事しながら、自分の育児休業が取れないわけです。

仕事の中身が同じなら権利も賃金も同じ、人間の平等から言って当たり前のことだと思います。公務の職場で差別を放置し、官製ワーキングプアを増やし続けることは許されないと、申し上げたいと思います。

通告の3点目は、図書館、公民館と児島市民交流センターについて質問いたします。

児島市民交流センターは図書館、公民館、働く婦人の家、勤労青少年ホーム、労働会館など設置目的の異なる施設を一箇所に集め、市民にサービスを提供する。建物の管理については指定管理者制度を予定し、図書館、公民館の業務については直営方式でおこなうとのことです。幾度か、この場所で議論をさせてもらいましたが、当局の意図は、「施設機能を基本的に残しながら、より効率的な運営、良質な市民サービスの提供を図る」(平成20年第4回9月定例会9月11日中川逸実総合政策局参与)のために複合化をおこなうとのことでした。

建物の整備計画が発表され、現在実施設計がおこなわれている段階にきていますが、問題点を指摘せざるをえません。

図書館について言えば、建物自体が独立しており本来業務に支障はないかもしれませんが、問題は公民館、働く婦人の家、勤労青少年ホームなどのあり方だと思います。公民館では公民館講座が14講座、グループ講座が51講座開催されています。働く婦人の家では14講座、勤労青少年ホームでは1講座が開催されています。調整は出来るのでしょうか。また、勤労青少年ホーム独自の相談業務の実施が保障されるのでしょうか。

施設の管理が指定管理者に委ねられるということになると、公民館が間借りをするという格好になり、公民館行事の優先使用の問題、利用料金の問題などが発生してくるわけです。今回、図書館、公民館の業務について直営方式で行うことは評価するところではありますが、本来、ソフトとハードは一体的に考えるべきものです。平成20年の社会教育法等一部を改正する法律案に対する衆参両院の付帯決議の中でも、社会教育施設については「指定管理者制度の導入による弊害」についてふれられています。当時の渡海文部科学大臣も参議院文教科学委員会の質疑の中で、「指定管理者制度はなじまない」と明確に言っています。

私は、直営方式での管理運営を求め指定管理者制度はなじまない、と強く申し上げておきたいと思います。当局の考えをお聞きしたいと思います。

通告の4点目は、住宅問題についてであります。

今年、来年にかけて、倉敷市住生活基本計画の策定が進められようとしていますが、策定にあたり倉敷市の基本姿勢について質問いたします。2006年6月住生活基本法が制定され、住生活基本計画が策定されました。岡山県においても同年12月に岡山県住生活基本計画が策定されたわけです。

倉敷市の計画は、国、県の計画に沿っての策定作業になると聞いておりますが、とりわけ安価で住みよい公営住宅の供給を求めて、意見を申し上げておきたいと思っております。

住まいは生活の基本であり、憲法 25 条が保障する生存権の土台です。しかしながら、住生活基本法は肝心の居住者、国民の権利がまったく登場しない、きわめて不十分なものになっており、同時に岡山県の計画もその観点が欠落したものになっています。

また、県の計画の中で公営住宅の供給は、住宅の確保に特に配慮を要する者のみに目が向けられ、「セーフティーネット」対策に矮小化されているように思われます。

くわえて、公営住宅法施行令の改悪に見られる入居収入基準の見直し、家賃制度の見直しも加わり、公営住宅の管理適正化の名の下に、公営住宅の供給に歯止めをかけようとする意図が見て取れます。

「貧困化」「格差社会」が問題となっている今、公営住宅の役割はますます大きくなっており、既存の公営住宅の改善、供給が急がれているところです。

伊東市長は、昨年 11 月定例会で、「住まいは、生活の基盤となるものであり、健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠のもの。(中略)公営住宅の果たすべき役割は大きく、市民生活の安定・向上、社会福祉の増進に寄与していくことが必要」と言われました。

倉敷市住生活基本計画の策定にあたっては、市民の住まいに対する権利の規定を明確にし、公営住宅の果たすべき役割を「セーフティーネット」対策に矮小化することのないよう位置付けることが肝心だと思います。当局の基本姿勢をお示し下さい。

通告の 5 点目は、子どもの命を守るためとして、1 点質問いたします。

ヒブワクチン接種に公費助成を求めたいと思っております。2 月議会で梶田議員が同様の質問をなさいましたが、少し観点をかえてお尋ねします。

ヒブワクチンは死亡率が 5%近い細菌性髄膜炎、さらに喉頭蓋炎など、重傷のヒブ感染症から子どもたちを守ってくれる画期的なワクチンで、1998 年には世界保健機構(WHO)が声明をだし、ヒブワクチンの定期接種化を各国政府に勧告しています。

大阪の耳原総合病院の武内一医師の調査によりますと、2008 年現在で定期接種をしている国は 133 カ国にのぼり、93 年にヒブワクチンを導入したデンマークでは、導入後激減し 2007 年にはゼロになったと報告されています。

このワクチンは、任意接種で 100%自費負担となっており、4 回接種で 3 万円ほどかかると言われています。そのため鹿児島市、宮崎市などがいち早く国内での発売と同時に公費助成制度の実施に踏み切りました。この 4 月からは東京都荒川区でも助成制度が始まっています。

一日も早く国の責任で、自己負担のない定期接種に盛り込ませるためには、国に働きかけるだけでなく、地方自治体から公費助成を実施に移すこと。そして、その世論の広がりが国を動かす大きな力になると思います。

「子育てするなら倉敷で」を掲げる本市で、まず一步を踏み出そうではありませんか。ヒブワクチン接種に公費助成を求めて質問といたします。

以上。